

国崎クリーンセンター
第3期焼却施設等管理運営業務委託

要求水準書

令和3年4月12日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務委託 要求水準書

目 次

第1章 総 則	1
第1節 本書の位置付け	1
第2節 基本方針	1
1.2.1 基本方針	1
第3節 対象施設・対象廃棄物	2
1.3.1 対象施設	2
1.3.2 対象施設の概要	2
1.3.3 施設配置	4
1.3.4 処理工程	4
1.3.5 運営条件及び公害防止条件	8
1.3.6 ユーティリティー条件	17
1.3.7 施設の基本性能	17
1.3.8 処理対象廃棄物	18
第4節 業務概要	20
1.4.1 業務名称	20
1.4.2 業務実施場所	20
1.4.3 業務内容	20
1.4.4 保険	20
1.4.5 業務期間	20
第5節 一般事項	21
1.5.1 要求水準書の遵守	21
1.5.2 関係法令等の遵守	21
1.5.3 環境影響評価書の遵守	21
1.5.4 猪名川上流広域ごみ処理施設組合ごみ処理実施計画の遵守	21
1.5.5 不適合事象対応マニュアルの遵守	21
1.5.6 関係官公署の指導等	21
1.5.7 官公署等申請への協力	22
1.5.8 本組合及び所轄官庁への報告・協力	23
1.5.9 本組合の検査	23
1.5.10 労働安全衛生・作業環境管理	23
1.5.11 緊急時対応	24
1.5.12 地元活用	24
1.5.13 災害発生時の協力	24
1.5.14 業務の引継ぎ	25

1.5.15 急病等への対応	25
1.5.16 個人情報の保護	25
1.5.17 作成書類・提出書類	25
1.5.18 利用者・見学者の安全確保	26
第6節 業務条件	27
1.6.1 管理運営業務委託	27
1.6.2 提案書の変更	27
1.6.3 要求水準書記載事項	27
1.6.4 契約金額の変更	27
1.6.5 業務期間終了時の引渡し条件	27
第2章 管理運営体制	29
第1節 業務実施体制	29
第2節 有資格者の配置	29
第3節 連絡体制	29
第3章 受付管理業務	30
第1節 受付管理	30
第2節 搬入車両への案内・指示	30
第3節 料金徴収	30
第4節 受付時間	31
第4章 運転管理業務	32
第1節 本施設の運転管理業務	32
第2節 運転条件	32
第3節 計画処理量	32
4.3.1 年間運転日数	32
4.3.2 処理能力	32
4.3.3 施設動線	32
4.3.4 発電効率	32
4.3.5 計画ごみ質	33
4.3.6 公害防止条件	33
4.3.7 ユーティリティー条件	33
4.3.8 資材等の搬入について	33
第4節 適正処理	34
第5節 適正運転	34
第6節 搬入管理	35
第7節 搬出物の保管及び積込	35
第8節 搬入物及び搬出物の性状分析	35
第9節 運転計画の作成	36
第10節 運転管理マニュアルの作成	36
第11節 運転管理記録の作成	36
第12節 売電及び買電の事務手続き	37

第5章 維持管理業務	38
第1節 本施設の維持管理業務	38
第2節 備品・予備品・消耗品・用役の調達	38
第3節 備品・予備品・消耗品・用役の管理	38
第4節 点検・検査計画の作成	39
第5節 点検・検査の実施	40
第6節 補修計画の作成	40
第7節 補修・更新の実施	40
第8節 機器更新	41
第9節 改良保全	41
第10節 施設の保全	42
第6章 環境管理業務	43
第1節 本施設の環境管理業務	43
第2節 環境保全	43
第3節 環境保全計画	43
第4節 作業環境保全基準	43
第5節 作業環境保全計画	44
第7章 有効利用業務	45
第1節 本施設の有効利用業務	45
第2節 スラグの有効利用	45
第3節 有価物の品質確保	45
第8章 情報管理業務	46
第1節 本施設の情報管理業務	46
第2節 運転管理記録報告	46
第3節 調達結果の報告	46
第4節 点検・検査報告	46
第5節 補修・更新等報告	47
第6節 環境保全報告	47
第7節 作業環境保全報告	47
第8節 有効利用報告	47
第9節 施設情報管理	48
第10節 本施設の運営状況に関する情報の公表	48
第11節 その他管理記録報告	48
第9章 関連業務	49
第1節 本施設の関連業務	49
第2節 清掃	49
第3節 防火・防災管理	49
第4節 見学者対応	49
第5節 住民対応	50
第6節 環境保全委員会等の対応	50

第7節 洗車機のコイン回収等の対応	50
第8節 植栽管理	50

第1章 総 則

第1節 本書の位置付け

「国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務委託」（以下「本業務」という。）は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）の国崎クリーンセンターに関し、その性能を発揮させ、安全性を確保しつつ、効率的な管理運営を実施することを目的とするものである。

本要求水準書は、本業務について、本組合が管理運営事業者（以下「事業者」という。）に対して要求する仕様を示すものである。

第2節 基本方針

1.2.1 基本方針

事業者は本業務の管理運営に当たっては、以下の基本方針を遵守すること。

- ① 適切な維持管理により施設の基本性能（1.3.7 参照）を発揮させ、適切に廃棄物の処理処分を行うこと。
- ② 公害・環境汚染を引き起こさないこと。
- ③ 施設の安全性を確保すること。
- ④ 地域環境、地球環境などに対する環境負荷の低減を考慮すること。
- ⑤ 経済性を考慮し、効率的な施設管理を行うこと。
- ⑥ 災害時においても迅速な対応が行えるようにすること。

第3節 対象施設・対象廃棄物

1.3.1 対象施設

本業務における対象施設は以下のとおりである。（「図 1-1 施設配置図」参照）

- (1) 焼却施設棟
- (2) リサイクルプラザ棟
- (3) 付帯施設

付帯施設とは、国崎クリーンセンター敷地内の山林、焼却施設棟、リサイクルプラザ棟を除いた全ての施設設備及び敷地外排ガス濃度表示盤であり、以下に示す施設を含むものとする。

管理棟、多目的広場（指定管理者の管理範囲を除く）、計量棟、洗車場、車庫棟、倉庫棟、進入路、外構（上下水道管、特別高圧引込管、弱電管等）、植栽、法面、砂防ダム、調整池等

ただし、(1) (2) (3) の排水槽等を含む。

ここで、上記(3)に示す外構とは、本施設の指定管理者の行う外構施設の管理運営範囲（自然学習ゾーン（散策路、いこいの道及びクヌギの森園路等）のうち、散策路、間歩等の安全柵、看板、ベンチの安全管理、及びクヌギの草刈り）を除く全ての部分とする。

以下対象施設を「本施設」とする。

1.3.2 対象施設の概要

本施設の概要は次頁のとおりである。

表 1-1 クリーンセンターの概要

施設の名称		国崎クリーンセンター
施設の種類		一般廃棄物処理施設
施設の所在地		川西市国崎字小路 13 番地
敷地面積		約 33.4ha
焼却施設棟		延床面積約 12,468 m ² 鉄筋コンクリート造+鉄骨造（地下 1 階・地上 4 階）
リサイクルプラザ棟		延床面積約 9,372 m ² 鉄筋コンクリート造+鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造（地上 4 階）
管理棟		延床面積約 1,677 m ² 鉄筋コンクリート造（地上 3 階）
煙突		高さ 59m
竣工		平成 21 年 3 月
ごみ焼却施設	処理方式	全連続ストーク式焼却炉
	炉数	2 炉
	処理能力	235t/日（117.5t/日×2 炉）
	ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
	通風設備	平衡通風式
	受入供給設備	ピット&クレーン方式（全自動、半自動、手動）
	排ガス処理施設	ろ過式集じん器，湿式有害ガス除去装置，活性炭吸着塔，触媒反応塔
	余熱利用施設	蒸気タービン発電設備，給湯等
灰溶融施設	処理方式	表面溶融式灰溶融炉
	処理能力	26 t/日×2 炉（交互運転）
リサイクルプラザ	処理能力	合計 84 t/5h 不燃粗大ごみ破碎処理（29 t/5h） 可燃粗大ごみ破碎処理（34 t/5h） 缶類処理（6 t/5h） プラスチック製容器包装処理（13 t/5h） ペットボトル処理（2 t/5h）
敷地外排ガス濃度表示盤	設置箇所（3 箇所）	1. 黒川新滝横路共同会館 川西市黒川大上 4 3 - 2 2. 下田尻区会場 能勢町下田尻 2 5 9 1 3. 野間出野集会所 能勢町野間出野 2 0 1

1.3.3 施設配置

本施設の施設配置図を「図 1-1 施設配置図」に示す。

1.3.4 処理工程

本施設における処理工程を「図 1-2 ごみ処理工程図」に示す。

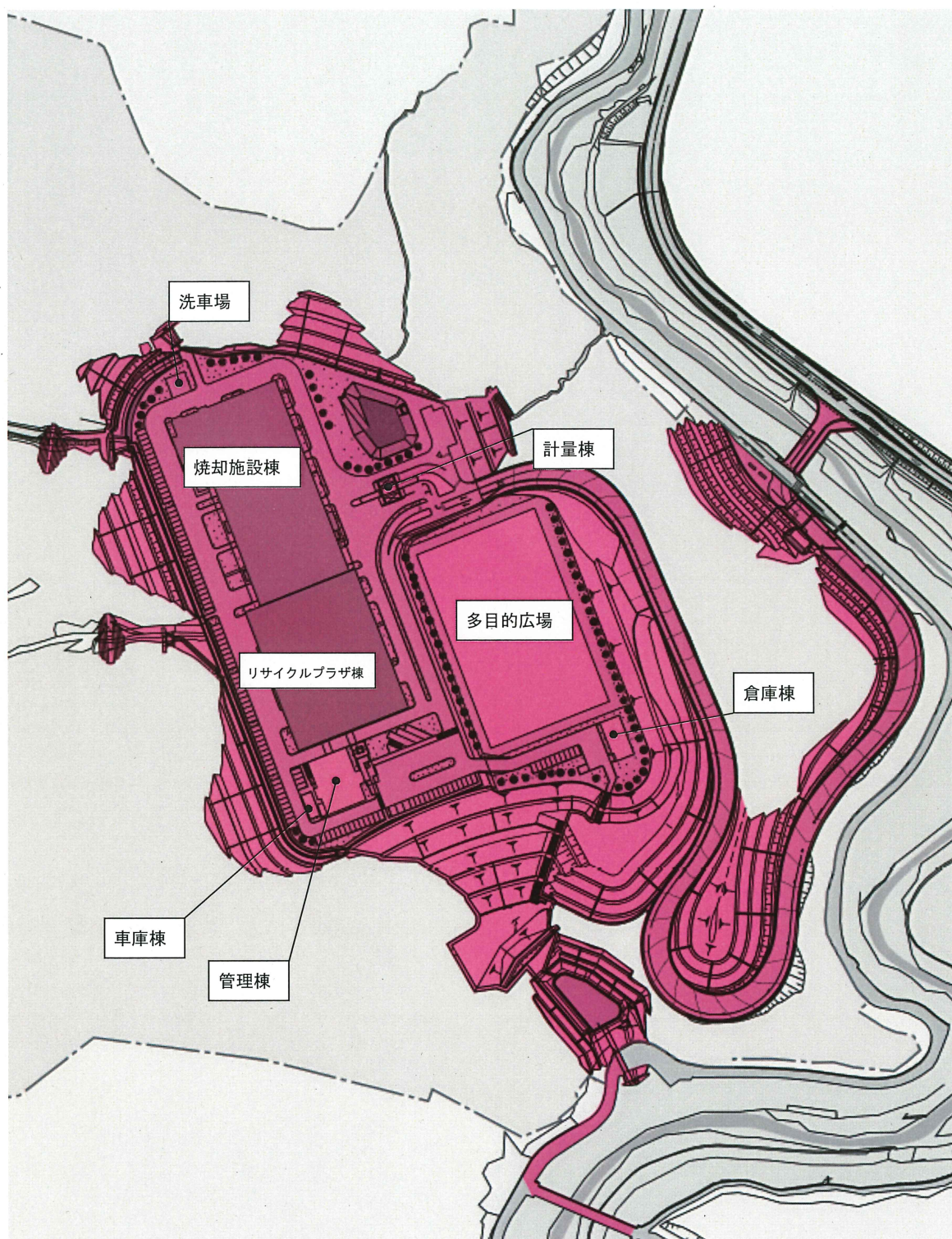
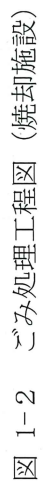


図 1-1 施設配置図



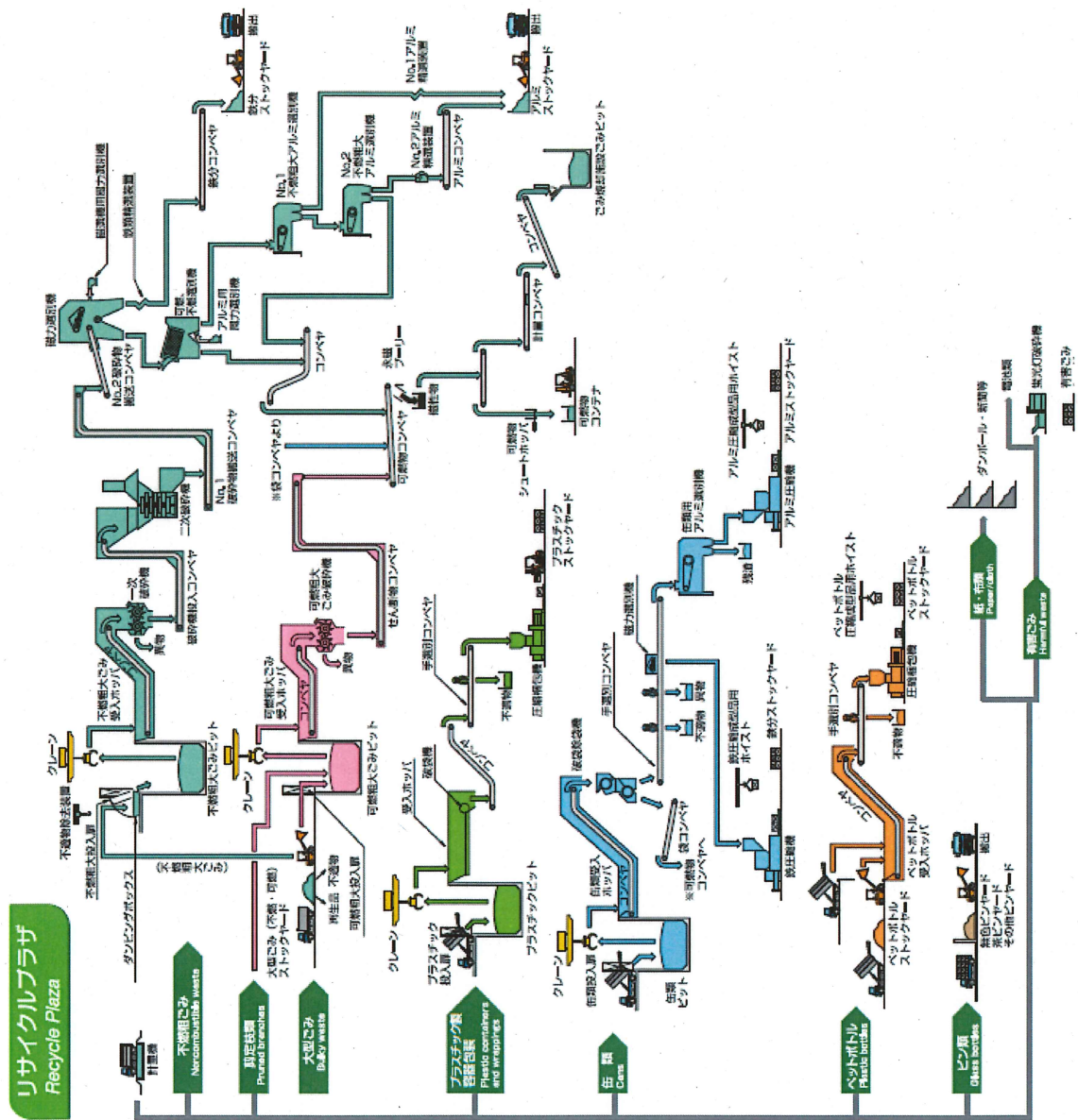


図 1-3 ごみ処理工程図 (リサイクルプラザ)

1.3.5 運営条件及び公害防止条件

1.3.5.1 運営条件

- (1) 燃焼ガス温度 : 約 850℃以上 (900℃以上が望ましい)
- (2) ガス滞留時間 : 2 秒以上
- (3) CO 濃度 : 4 時間平均 30ppm 以下で 100ppm 以上のピークを出さないとする
ほか「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
【ダイオキシン類削減プログラム】」に定める内容に対応すること。
- (4) 熱灼減量 : 3%以下

1.3.5.2 排出ガス基準

- (1) ばいじん量 : 0.01g/Nm³ 以下 (乾きガス, O₂ 12%換算)
- (2) 硫黄酸化物 : 10ppm 以下 (乾きガス, O₂ 12%換算)
- (3) 塩化水素 : 10ppm 以下 (乾きガス, O₂ 12%換算)
- (4) 窒素酸化物 : 20ppm 以下 (乾きガス, O₂ 12%換算)
- (5) 一酸化炭素 : 30ppm 以下 (乾きガス, O₂ 12%換算, 4 時間平均値)
- (6) ダイオキシン類 : 0.01ng-TEQ/ Nm³ 以下
- (7) 水銀 : 0.05 mg/ Nm³ 以下 (乾きガス, O₂ 12%換算)
- (8) カドミウム : 0.05mg / Nm³ 以下
- (9) 鉛+銅+クロム+マンガン : 1.0 mg / Nm³ 以下
- (10) 白煙防止条件 : 外気温度 0℃, 相対湿度 70% で可視煙を出さない。

なお, 立ち上げ及び立ち下げ時においても, 自主基準値以下となるよう努めること。

1.3.5.3 騒音基準値

敷地境界線において下記の基準値以下

- 昼 間 (8 : 00 ~ 18 : 00) : 60 デシベル (A) 以下
- 朝 (6 : 00 ~ 8 : 00) : 50 デシベル (A) 以下
- 夕 (18 : 00 ~ 21 : 00) : 50 デシベル (A) 以下
- 夜 間 (21 : 00 ~ 6 : 00) : 45 デシベル (A) 以下

1.3.5.4 振動基準値

敷地境界線において下記の基準値以下

- 昼 間 (8 : 00 ~ 19 : 00) : 60 デシベル以下
- 夜 間 (19 : 00 ~ 8 : 00) : 55 デシベル以下

1.3.5.5 低周波空気振動

低周波空気振動について規制はないが、可能な限り低減できるよう措置すること。

1.3.5.6 悪臭基準値

(1) 敷地境界の基準

悪臭物質敷地境界線基準濃度は表 1-2 の値以下とする。

表 1-2 悪臭の敷地境界における規制基準

種類	敷地境界規制基準
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トルエン	10 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
キシレン	1 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下
臭気指数	10 以下

(2) 排出口（煙突）における規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く 13 物質）についての本施設に係る規制基準は、次の式により算出する悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表す。

q ：流量（単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算の立方メートル毎時）

He ：排出口の高さ補正に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm ：法に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100 万分率）

なお、排出口の高さ補正は、次の式により行うものとする。

$$H_e = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \sqrt{(Q \cdot V) / (1 + 2.58/V)}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \cdot V)}) \cdot (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_0 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

H_0 : 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q : 温度 15℃における排出ガスの流量 (単位 立方メートル)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル/秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

(3) 排水中の濃度に係る規制基準

特定悪臭物質 (下表に示す 4 物質) についての規制基準 (Q は排出流量を示す。) は、次の式により算出する悪臭物質濃度以下とする。

$$CL_m = k \times C_m$$

この式において、 CL_m 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

CL_m : 排水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

k : 下表に掲げる値

C_m : (1) に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値

表 1-3 排水中の濃度における規制基準

k の値

(単位 : mg/L)

物質名 \ $Q(m^3/秒)$	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.75
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

1.3.5.7 溶融飛灰処理物溶出基準

環境省令で定める特別管理一般廃棄物溶出基準値以下に適合するように処理すること（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令），かつ，1.3.5.9 に示す大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準にも適合すること。

- (1) アルキル水銀 : 検出されないこと
- (2) 総水銀 : 0.005mg/L 以下
- (3) カドミウム : 0.09mg/L 以下
- (4) 鉛 : 0.3mg/L 以下
- (5) 六価クロム : 1.5mg/L 以下
- (6) 砒素 : 0.3mg/L 以下
- (7) セレン : 0.3mg/L 以下
- (8) 1,4 ジオキサン : 0.5mg/L 以下

1.3.5.8 溶融飛灰処理物ダイオキシン類含有量基準

ダイオキシン類 : 3 ng-TEQ/g 以下

1.3.5.9 スラグ溶出量基準

以下の基準に適合し，かつ大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準にも適合すること。

●スラグ溶出量基準

- (1) 総水銀 : 0.0005mg/L 以下
- (2) カドミウム : 0.01mg/L 以下
- (3) 鉛 : 0.01mg/L 以下
- (4) 六価クロム : 0.05mg/L 以下
- (5) 砒素 : 0.01mg/L 以下
- (6) セレン : 0.01mg/L 以下
- (7) フッ素 : 0.8mg/L 以下
- (8) ホウ素 : 1mg/L 以下

● 大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準

表 1-4 大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準

項 目	溶出基準 (mg/L以下)
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09
鉛又はその化合物	0.3
六価クロム化合物	0.5
砒素又はその化合物	0.3
セレン又はその化合物	0.3
有機リン化合物	1
シアン化合物	1
PCB	0.003

項 目	溶出基準 (mg/L以下)
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
1,4-ジオキサン	0.5
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下

1.3.5.10 スラグ含有量基準

- (1) カドミウム : 150mg/kg 以下
- (2) 鉛 : 150mg/kg 以下
- (3) 六価クロム : 250 mg/kg 以下
- (4) 砒素 : 150 mg/kg 以下
- (5) 総水銀 : 15 mg/kg 以下
- (6) セレン : 150 mg/kg 以下
- (7) シアン : 50 mg/kg 以下
- (8) フッ素 : 4,000 mg/kg 以下
- (9) ホウ素 : 4,000 mg/kg 以下

1.3.5.11 スラグの JIS 規格

スラグについて、JIS A 5032 「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」(2006 年 7 月 20 日制定、2016 年改正)を遵守すること。

1.3.5.12 未処理飛灰及び洗汚泥処理物のダイオキシン類含有量

ダイオキシン類 : 3 ng-TEQ/g 以下

1.3.5.13 未処理飛灰及び洗煙汚泥処理物の場外排出基準

水銀含有量 : 10ppm 以下
形状 : 5mm 以上の塊状物が混入しないこと

1.3.5.14 焼却灰（大塊物・磁性物）の搬出基準

焼却灰（大塊物・磁性物）については、以下の基準に適合し搬出すること。

● 大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準

表 1-5 大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準

項 目	溶出基準 (mg/L以下)
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09
鉛又はその化合物	0.3
六価クロム化合物	0.5
砒素又はその化合物	0.3
セレン又はその化合物	0.3
有機リン化合物	1
シアン化合物	1
PCB	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
1,4-ジオキサン	0.5
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下

1.3.5.15 排水基準

a) 放流可能水量 220 m³/日以下

b) 排水基準値：下水道法，川西市下水道条例に定める規制値以下とする。

①健康項目等（下水道法に基づく下水排除基準）

- (1) カドミウム又はその化合物 : カドミウムとして 0.03mg/L
- (2) シアン化合物 : シアンとして 1mg/L
- (3) 有機リン化合物 : 1mg/L
- (4) 鉛及びその化合物 : 鉛として 0.1mg/L
- (5) 六価クロム化合物 : 六価クロムとして 0.5mg/L
- (6) 砒素及びその化合物 : 砒素として 0.1mg/L
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の化合物 : 水銀として 0.005mg/L
- (8) アルキル水銀化合物 : 検出されないこと。
- (9) ポリクロリネイテッドビフェニル (PCB) : 0.003mg/L
- (10) トリクロロエチレン : 0.1mg/L
- (11) テトラクロロエチレン : 0.1mg/L
- (12) ジクロロメタン : 0.2mg/L
- (13) 四塩化炭素 : 0.02mg/L
- (14) 1,2-ジクロロエタン : 0.04mg/L
- (15) 1,1-ジクロロエチレン : 1mg/L
- (16) シス-1,2-ジクロロエチレン : 0.4mg/L
- (17) 1,1,1-トリクロロエタン : 3mg/L
- (18) 1,1,2-トリクロロエタン : 0.06mg/L
- (19) 1,3-ジクロロプロペン : 0.02mg/L
- (20) テトラメチルウラジスルフィド (チラウム) : 0.06mg/L
- (21) 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(シマジン)
: 0.03mg/L
- (22) S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルカルバマート(チオベンカルブ)
: 0.2mg/L
- (23) ベンゼン : 0.1mg/L
- (24) セレン及びその化合物 : セレンとして 0.1mg/L
- (25) 1,4-ジオキサン : 0.5mg/L
- (26) ダイオキシン類 : 10pg-TEQ/L

②生活環境項目等（下水道法に基づく下水排除基準）

- (1) 温度 : 45℃未満
- (2) ヨウ素消費量 : 220mg/L 未満
- (3) 水素イオン濃度（水素指数）: 5 を超え 9 未満
- (4) 生物的酸素要求量（BOD） : 600mg/L（日間平均 80mg/L）
- (5) 浮遊物質（SS） : 600mg/L（日間平均 70mg/L）
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）
: 5mg/L
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）
: 30mg/L
- (8) フェノール含有量 : 5mg/L
- (9) クロム含有量 : 2mg/L
- (10) 溶解性鉄含有量 : 10mg/L
- (11) 溶解性マンガン含有量 : 10mg/L
- (12) フッ素含有量 : 15mg/L
- (13) 銅含有量 : 3mg/L
- (14) 亜鉛含有量 : 2mg/L
- (15) 窒素含有量 : 240mg/L
- (16) 燐含有量 : 20mg/L

③生活環境項目等（川西市下水道条例排除基準）

- (1) 温度 : 45℃未満
- (2) ヨウ素消費量 : 220mg/L 未満
- (3) 水素イオン濃度（水素指数）: 5 以上 9 以下
- (4) 生物的酸素要求量（BOD） : 1L につき 5 日間に 600mg 以下
- (5) 浮遊物質（SS） : 600mg 以下
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）
: 5mg/L
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）
: 30mg/L

1.3.5.16 ダイオキシン類の総量規制値

2 μ g-TEQ/ごみ t 以下 (目標: 1 μ g-TEQ/ごみ t 以下)

1.3.5.17 リサイクルプラザ運営条件

①破袋率・除袋率の目標値

破袋率 : 98%以上

除袋率 : 98%以上

②回収物の純度及び回収率 (湿重量%) (機械選別機系本体の純度・回収率) の目標値

			純度	回収率
鉄 類	不燃系		95%以上	90%以上
	缶 類		98%以上	98%以上
アルミ類	不燃系		95%以上	90%以上
	缶 類		98%以上	98%以上

③粉じん基準

粉じん : 0.1g/m³N 以下 (集じん装置排気筒出口)

1.3.6 ユーティリティー条件

本施設におけるユーティリティー条件は以下のとおりである。

1.3.6.1 電気

特別高圧電力 22,000V, 1 回線

契約電力 2,100 kW

1.3.6.2 用水

上水 75φ

1.3.6.3 ガス

都市ガス

1.3.6.4 排水

(1) プラント排水

プラント排水処理設備で処理後、できるだけ再利用し放流量を削減すること。

(2) 生活排水

下水道放流基準値を満足し下水道へ放流すること。

(3) 雨水排水

調整池へ排水する。

1.3.7 施設の基本性能

本要求水準書に示す施設の基本性能とは、本施設の各設備・機器がその能力を発揮し、運営条件及び公害防止条件（1.3.5 参照）を遵守し、安全で安定的に 1.3.2 表 1-1 に示す処理能力を有する能力である。

1.3.8 処理対象廃棄物

1.3.8.1 対象廃棄物の種類

本施設における処理対象廃棄物を以下に示す。

表 1-6 処理対象廃棄物

対象物		
搬入廃棄物 (一般廃棄物)	焼却施設	可燃ごみ
		リサイクル施設からの可燃物等
	リサイクル施設	大型ごみ
		不燃粗ごみ
		缶類 (鉄・アルミ)
		ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		紙・布類
		ビン類
		有害ごみ (蛍光灯、乾電池及び水銀含有物質)
搬出物	焼却施設	スラグ
		メタル
		焼却灰 (大塊物・磁性灰)
		溶融飛灰処理物 (ただし、溶融飛灰として搬出。)
		洗煙汚泥処理物
	リサイクル施設	鉄
		アルミ
		ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		可燃物
		有害ごみ

1.3.8.2 搬入物の性状

(1) 可燃ごみ

表 1-7 可燃ごみ組成の設計条件

	低質	基準	高質
水分 (%)	56	39	25
灰分 (%)	9	10	10
可燃分 (%)	35	51	65
低位発熱量 kJ/kg (kcal/kg)	5,440 (1,300)	8,790 (2,100)	11,720 (2,800)

(2) 大型ごみ

表 1-8 大型ごみ組成の設計条件

	重量 (t/5h)	比率 (%)	見かけ比重 (t/m ³) (推定値)
可燃粗大ごみ	34	54	0.1 以下
不燃粗大ごみ	29	46	0.1 以下
計	63	100	—

(3) 缶類

表 1-9 缶類組成の設計条件

	重量 (t/5h)	比率 (%)	見かけ比重 (t/m ³)
鉄管	—	—	0.09
アルミ缶	—	—	0.05
計	6	—	—

第4節 業務概要

1.4.1 業務名称

国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務委託

1.4.2 業務実施場所

兵庫県川西市国崎字小路13番地

1.4.3 業務内容

本業務において、事業者が実施する業務は、本要求水準書に示すとおりである。
なお、事業者の実施する管理運営業務範囲（参考）を別紙1に示す。

1.4.4 保険

事業者は、業務期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。

①第三者損害賠償保険

付保対象：本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間：本業務期間

保険金額：対人：1名1億円以上、1事故最大5億円以上

対物：1事故最大1億円以上

その他：本組合を追加被保険者とする保険契約とすること

②火災保険

付保対象：本施設

付保期間：本業務期間

保険金額：再調達価格

1.4.5 業務期間

準備期間：業務契約締結日から令和4年3月31日まで

運営業務委託期間：令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

第5節 一般事項

1.5.1 要求水準書の遵守

事業者は、要求水準書に記載される要件について、業務期間中遵守すること。

1.5.2 関係法令等の遵守

事業者は、業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。「表 1-10 関係法令等例示」に関係法令等の例を示す。

1.5.3 環境影響評価書の遵守

事業者は、業務期間中、「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業環境影響評価書」に示す環境保全の為の措置を遵守すること。また、本組合が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。

1.5.4 猪名川上流広域ごみ処理施設組合ごみ処理実施計画の遵守

事業者は、業務期間中、本組合が毎年度定める「猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

1.5.5 不適合事象対応マニュアルの遵守

事業者は、「「国崎クリーンセンター」不適合事象対応マニュアルの基本的事項」、「「国崎クリーンセンター」不適合事象対応マニュアルの対応編」に記載されている不適合事象が発生した場合は、不適合事象対応マニュアルを遵守し対応すること。

1.5.6 関係官公署の指導等

事業者は、業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

1.5.7 官公署等申請への協力

事業者は、本組合が行う管理運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。資料の作成・提出に必要な関連費用（官公署への申請等の書類作成・提出に要する費用，説明等支援に要する費用等）は全て事業者が負担すること。なお，事業者が行う管理運営に係る申請に関しては，事業者の責任により行うこと。

表 1-10 関係法令等例示

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・環境基本法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・電気事業法 ・有線電気通信法 ・電気通信法 ・電気用品安全法 ・公衆電気通信法 ・高圧ガス取締法 ・危険物取締法 ・計量法 ・建築基準法 ・消防法 ・都市計画法 ・森林法（林地開発，伐採届） ・水道法 ・ガス事業法 ・電波法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・作業環境測定法 ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法） ・国等による環境物品等の調達の促進に関する法律（グリーン購入法） ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法） ・製造物責任法（PL法） ・作業環境測定法 ・循環型社会形成推進基本法 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・日本産業規格（JIS） ・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC） ・日本電機工業会規格（JEM）	・毒物及び劇物取締法 ・土壌汚染対策法 ・事務所衛生基準規則 ・公共建築工事標準仕様書 機械設備編（国土交通省大臣官房長官営繕部監修） ・公共建築工事標準図 機械設備編（国土交通省大臣官房長官営繕部監修） ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房長官営繕部監修） ・公共建築工事標準仕様書 電気設備編（国土交通省大臣官房長官営繕部監修） ・公共建築工事標準図 電気設備編（国土交通省大臣官房長官営繕部監修） ・電気設備工事監理指針 ・日本建築規格及び鋼構造計算基準 ・鉄筋コンクリート構造計算基準 ・基礎構造計算基準 ・土木工事施工監理基準 ・建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター） ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省住宅局建築指導課監修） ・公共建築工事標準図 建築工事編（国土交通省住宅局建築指導課監修） ・建築工事監理指針（国土交通省住宅局建築指導課監修） ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省住宅局建築指導課監修） ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 ・ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 ・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン ・電力系統連係技術要件ガイドライン 2003 ・(旧) 労働省通達「ごみ焼却施設におけるダイオキシン類対策について」 ・コンクリート標準示方書（土木学会） ・アスファルト舗装要綱（日本道路協会） ・発電用火力設備に関する技術基準 ・特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
---	--

・日本電線工業会規格（JCS） ・日本電気学協会内線規程 ・電気保安法による設備基準 ・電気設備技術基準・内線規程 ・電力工事規程 ・分散型電源系統連系技術指針 ・工場電気設備防爆指針 ・日本照明器具工学会規格 ・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・クレーン等安全規則及びクレーン構造規格	・兵庫県環境の保全と創造に関する条例 ・兵庫県福祉のまちづくり条例 ・川西市都市景観形成条例 ・川西市環境保全条例 ・川西市下水道条例 ・川西市水道事業給水条例 ・川西市火災予防条例 ・組合関係条例 ・その他適応する関連法令，規則，規格，基準等
---	--

1.5.8 本組合及び所轄官庁への報告・協力

本施設の管理運営に関して、本組合及び所轄官庁が報告，記録，資料提供等を要求する場合は、速やかに対応するとともに、本組合及び所轄官庁が指示する報告，記録，資料等を速やかに提出すること。

1.5.9 本組合の検査

本組合が事業者の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査，検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1.5.10 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者，組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者，組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2，平成 13 年 4 月 25 日）に基づき本組合が設置するダイオキシン類対策委員会に参加し、委員会において策定される「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を遵守すること。
- (6) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2，平成 13 年 4 月 25 日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、そ

- の励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
 - (9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
 - (10) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その概要及び結果に対する対策について本組合に報告すること。
 - (11) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
 - (12) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
 - (13) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1.5.11 緊急時対応

- (1) 事業者は、地震、火災等の災害、本施設内での爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、人身の安全確保を最優先すると共に、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、本施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合の承諾を得るとともに、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善を行い、改善内容について組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (4) 事業者は、緊急時に緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- (5) 緊急時に対応した場合、事業者は、緊急時の本施設の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対策等を記した報告書を作成し、本組合に提出すること。

1.5.12 地元活用

- (1) 事業者は、施設の管理運営に当たっては、本組合の構成市町内での雇用促進に最大限配慮すること。
- (2) 事業者は、施設の管理運営に当たっては、本組合の構成市町内での備品・予備品・消耗品、用役等の調達に最大限配慮すること。

1.5.13 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。

なお、処理に係る費用は、変動費にて支払うものとする。

1.5.14 業務の引継ぎ

事業者は、本施設の運転に関して必要な業務の引継ぎを、本業務期間における準備期間に、本組合が指定する者より受けなければならない。なお、本業務の引継ぎに係る費用は事業者の負担とする。

1.5.15 急病等への対応

- (1) 事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備し、救護等の必要な対応を行うこと。
- (2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 事業者は設置されている AED を適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能な状態にあること。

1.5.16 個人情報の保護

- (1) 事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、本業務によって知り得た場合は、個人情報を適切に管理すること。
- (2) 事業者は、個人情報の管理に当たり、個人情報マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。

1.5.17 作成書類・提出書類

- (1) 事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を業務開始前に本組合に提出し、本組合の承諾を受けること。また、本業務期間中に、必要に応じて随時改善を行い、改善内容について組合の承諾を得ること。
- (2) 業務実施計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、本組合への各種報告様式等を含むこと（「表 1-11 業務実施計画書の構成（参考）」参照）とし、その内容については、本組合との協議により決定すること。
- (3) 事業者は、各年度の業務が開始する 30 日前までに（ただし、最初の業務年度に関しては、管理運営開始日から 15 日前までに）、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を本組合に提出し、当該年度の業務が開始する前に、本組合の承諾を得ること。

表 1-11 業務実施計画書の構成（参考）

①受付管理業務実施計画書	
②運転管理業務実施計画書	
・業務実施体制表	
・月間運転計画，年間運転計画	
・運転管理マニュアル	
・運転管理記録様式	
・日報・月報・年報様式	等を含む
③維持管理業務実施計画書	
・業務実施体制表	
・調達計画	
・点検・検査計画	
・補修・更新計画	等を含む
④環境管理業務実施計画書	
・環境保全基準	
・環境保全計画	
・作業環境基準	
・作業環境保全計画	等を含む
⑤有効利用業務実施計画書	
・スラグ有効利用計画	
・搬出量等管理記録様式	等を含む
⑥情報管理業務実施計画書	
・各種報告書様式	
・各種報告書提出要領	等を含む
⑦関連業務実施計画書	
・清掃要領・体制	
・防火管理要領・体制	
・施設警備防犯要領・体制	
・住民対応要領・体制	等を含む
⑧その他	
・緊急対応マニュアル	
・急病人発生対応マニュアル	
・安全作業マニュアル	
・個人情報保護マニュアル	等を含む

1.5.18 利用者・見学者の安全確保

事業者は、本施設の利用者・見学者の安全が確保される体制を整備するとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制を整備すること。

第6節 業務条件

1.6.1 管理運営業務委託

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- ① 国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務委託 要求水準書
- ② 国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務委託 契約書
- ③ 国崎クリーンセンター第3期焼却施設等管理運営業務委託 提案書
- ④ その他本組合の指示するもの

1.6.2 提案書の変更

本業務期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

1.6.3 要求水準書記載事項

1.6.3.1 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って管理運営業務を実施することを妨げるものではない。よって、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

1.6.3.2 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設の管理運営をするために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

1.6.4 契約金額の変更

1.6.2 又は 1.6.3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

1.6.5 業務期間終了時の引渡し条件

事業者は業務期間終了時において、以下の条件を満たし、施設を引き渡すこと。

1.6.5.1 本施設の性能に関する条件

本施設の基本性能が確保されており、本組合が本要求水準書に記載のある業務を、業務期間終了後も継続して実施することに支障のない状態であることを基本とするが、詳細は組合と協議して決定する。

- (1) 建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。
- (2) 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む）は除く。
- (3) 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む）は除く。
- (4) 事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。
 - 1) 事業者は、建設時の性能試験と同等の内容・方法で試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。試験方法については、組合と協議すること。
 - 2) 事業者は、全ての設備（機械設備、土木・建築設備）について以下の確認を行うこと。
 - ① 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）
 - a) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。
 - b) 浸水、漏水等がないこと。
 - c) その他、異常がないこと。
 - ② 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）
 - a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
 - b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
 - c) 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。
 - d) その他、異常がないこと。
- (5) 事業者は、引渡時の確認において、補修が必要な箇所を発見した場合は、業務終了時まで補修し、引き渡すこと。

1.6.5.2 管理運営業務の引継ぎに関する条件

- (1) 本組合が本要求水準書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、本組合へ業務の引継ぎを行うこと。
- (2) 引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本要求水準書及び焼却施設等管理運営業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。
- (3) 事業者は、業務期間終了後の施設の運転管理業務に従事する本組合が指定する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ事業者が作成し、本組合の承諾を受けること。
- (4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、事業者は本業務期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。
- (5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとする。

1.6.5.3 その他

その他、本業務期間終了時における引渡しの詳細条件は、本組合と事業者の協議により決定するものとし、協議は本組合の指示する時期から開始する。

第2章 管理運営体制

第1節 業務実施体制

- (1) 事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 事業者は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用業務、情報管理業務、関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

第2節 有資格者の配置

- (1) 事業者は、本業務の現場総括責任者として、一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設であり、ボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者としての経験を有する者を配置する。なお、本施設の廃棄物処理施設技術管理者は、本組合が配置する。
- (2) 事業者は、電気主任技術者の資格を有する者を確保すること。
- (3) 事業者は、本業務において、その他必要な有資格者を確保すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

表 2-1 管理運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
クレーン運転士	クレーンの運転
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症及び硫化水素中毒となる恐れのある場所での、作業員の酸素欠乏症及び硫化水素中毒の防止
特定化学物質作業主任者	特定化学物質を製造又は取り扱う作業
ダイオキシン類特別教育修了者	廃棄物の焼却施設における廃棄物焼却炉の運転、点検等の作業
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
ボイラ取扱作業主任者	ボイラの取扱作業
第2種電気主任技術者	本施設内電気工作物の保安・監督
エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理者・管理員	エネルギーを消費する設備の維持、改善及び監視

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第3節 連絡体制

事業者は、平常時および緊急時の本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

第3章 受付管理業務

第1節 受付管理

- (1) 事業者は、計量設備において、直営収集車、委託収集者、許可収集車、一般持込車等の組合が指示する車両に対して計量手続きを行うこと。
- (2) 事業者は、本施設から発生する廃棄物及び搬出物等を搬入・搬出する車両についても、計量設備において計量し、確認・記録すること。また事業者は、計量データ品目の変更・追加や、記録様式の変更を組合の要求に応じて行うこと。
- (3) 事業者は、計量設備で受け付ける廃棄物について、組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。搬入基準を満たしていないことが明らかな場合は、搬入基準を満たしていないもの（以下「搬入禁止物」という。）を持ち込んだ搬入者に確認のうえ、組合が定める対処方針に従い受付可否対応を行うとともに、搬入基準等の説明を行うこと。なお、組合は、組合が定める搬入基準及び搬入禁止物に関する対処方針に変更がある場合、事前に事業者へ報告する。

第2節 搬入車両への案内・指示

- (1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、敷地内において、搬入車両を案内・指示すること。
- (2) 事業者は、誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。

第3節 料金徴収

- (1) 事業者は、本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者（個人又は一般事業者）から、本組合が定める料金を、本組合に代わり徴収すること。
- (2) 料金徴収を要する業務日は月曜日から金曜日とする。
- (3) 本組合に代わり徴収した料金は、組合が指示する方法により、組合へ引き渡すこと。
- (4) 後納料金については、その搬入記録を管理し、請求額に誤りのないよう、本組合の示す方法により報告すること。

第4節 受付時間

- (1) 事業者は、表 3-1 に示す受付時間において、計量設備にて受付管理を行うこと。
- (2) 事業者は、表 3-1 に示す受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両の受付管理を行うこと。
- (3) 事業者は、表 3-1 に示す受付時間外であっても、組合が指示する一時的な受付管理については、対応すること。

表 3-1 本施設の受付時間

曜日	受付時間
月曜日から金曜日	7 時 00 分から 16 時 30 分まで
土曜日	7 時 00 分から 15 時 00 分まで

※12 月 31 日は 7 時 00 分から 19 時 00 分まで

※1 月 2 日は 7 時 00 分から 10 時 00 分まで

※川西市クリーンアップ大作戦及び猪名川町クリーンアップの日は 12 時 00 分から 16 時 00 分まで

第4章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理業務

事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能（1.3.7 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、運営条件及び公害防止条件（1.3.5 参照）等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

第2節 運転条件

事業者は、本章に示す運転条件に基づき、本施設を適切に運転管理すること。

第3節 計画処理量

4.3.1 年間運転日数

施設の年間運転日数は以下の条件を満たすものとする。年末年始等の受入については、毎年本組合と協議すること。

- (1) 搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。
- (2) 焼却施設については、原則として、1 系列 90 日以上の連続運転を可能にすること。
- (3) リサイクルプラザについては、原則として、1 系列 90 日以上の作業計画日における安定運転を可能にすること。

4.3.2 処理能力

焼却施設	: 24 時間/日
リサイクルプラザ	: 5 時間/日

4.3.3 施設動線

- (1) 場内の動線については、別途本組合の指示する動線を遵守すること。
- (2) 緊急時については本組合と協議すること。

4.3.4 発電効率

焼却施設の発電端効率（2 炉運転時、基準ごみ）は、16%以上とする。

4.3.5 計画ごみ質

1.3.8 処理対象廃棄物参照

4.3.6 公害防止条件

1.3.5 運営条件及び公害防止条件参照

4.3.7 ユーティリティー条件

1.3.6 ユーティリティー条件 参照

4.3.8 資材等の搬入について

- (1) 資材等の搬入車両については、施設の管理運営に支障のない車両を選定すること。
- (2) 搬入車両は、既定の搬入ルートを遵守すると共に、狹隘箇所においては、他の通行車両に十分注意すること。
- (3) 搬入車両は、常に整備点検を行うとともに清潔に保ち、汚水の流出等がないようにすること。
- (4) 搬入車両の本施設への出入は、原則として朝夕の通勤時間帯を避けるものとする。
- (5) 搬入車両に対し、交通法令の遵守、車両の整備点検等適切な指導監督を行い事故の防止に努めること。

第4節 適正処理

- (1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、運営条件及び公害防止条件（1.3.5 参照）等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。なお、当該廃棄物の処理に係る費用は、全て事業者が負担し、当該廃棄物を本施設で再度処理する場合であっても、本組合は一切の費用を負担しないことに留意すること。
- (2) 事業者は、本施設より排出されるスラグ、熔融飛灰処理物、洗煙汚泥処理物等が関係法令、運営条件及び公害防止条件（1.3.5 参照）等を満たすように適切に処理すること。熔融飛灰処理物、スラグ等が上記の関係法令、公害防止条件（1.3.5 参照）等を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件（1.3.5 参照）等を満たすよう必要な処理を行うこと。

第5節 適正運転

- (1) 事業者は、本施設の運転が、関係法令、運営条件及び公害防止条件（1.3.5 参照）等を遵守すること。
- (2) 事業者は、本組合と周辺地域が締結した「環境保全基本協定書（兵庫県川西市国崎自治会、広域ごみ処理施設国崎地区対策委員会）」、「環境保全基本協定書（兵庫県川西市黒川・新滝地区自治会、大阪府豊能郡能勢町田尻下区、大阪府豊能郡能勢町野間出野区）」の協定内容の履行ができない場合や協定基準を超過した場合、速やかに本組合と協議の上、対応すること。
- (3) 事業者は、前項の規定により、協定内容の履行ができない場合や協定基準を超過した場合は、その原因及び対策について、本組合に速やかに書面で報告・協議し、必要な対策を講ずること。
- (4) 事業者は、本施設の運転に際して、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン等の維持管理基準を遵守すること。
- (5) 事業者は、雨水を除く本施設からの排水について、施設内で処理し公害防止条件（1.3.5 参照）等を満たし放流すること。

第6節 搬入管理

- (1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を適切に誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。なお、誘導・指示に際しては、丁寧かつ分かりやすく行うこと。
- (2) 事業者は、構成市町が収集し、本施設に搬入される廃棄物等について、プラットホーム及びごみピットにおいて、搬入禁止物の混入防止に努めること。
- (3) 事業者は、直接搬入ごみに含まれる搬入禁止物の確認をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。
- (4) 事業者は、本施設に搬入される廃棄物等のうち、特にリチウムイオンバッテリー含有廃棄物の混入を防止すること。
- (5) 事業者は、搬入廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還し、搬入禁止物及び搬入者毎に本組合が別途指示する場所への搬入を指示すること。
- (6) 事業者は、本組合が収集する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、本組合に報告し、本組合の指示に従うこと。
- (7) 事業者は、リチウムイオンバッテリー含有廃棄物を発見した場合、本組合に報告し、本組合の指示に従うこと。なお、保管する際は、火災等が発生しないように適切な管理・監視を行うこと。
- (8) 事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び必要に応じて補助を行うこと。
- (9) 事業者は、リサイクルプラザの搬入時間外に、焼却施設のプラットホームに仮置きされている各種ごみをリサイクルプラザの所定の場所に搬入すること。
- (10) 事業者は、搬入された可燃性粗大ごみのうち、家具及び自転車で再生可能なものは、リサイクルプラザ啓発部門管理者と協議の上、組合が指示する場所まで搬送すること。
- (11) 事業者は、本組合が許可業者に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

第7節 搬出物の保管及び積込

- (1) 事業者は、本施設より搬出されるスラグ、溶融飛灰処理物、洗煙汚泥処理物、リサイクルプラザから搬出される有価物等を本組合が本施設より搬出する際の積込み作業を行うこと。
- (2) 事業者は、有効利用する場合は、本施設より排出されるスラグ等が関係法令、運営条件及び公害防止条件(1.3.5参照)等を満たすことを定期的に確認し、飛散、流出を防止し、適切に保管すること。

第8節 搬入物及び搬出物の性状分析

- (1) 事業者は、有効利用する際、本施設より搬出するスラグ等の量について、本組合と確認

すること。

- (2) 事業者は、有効利用する際、本施設より搬出するスラグの性状について、1.3.5.9～1.3.5.11を満たすように分析・管理を行うこと。
- (3) 本組合は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、4回/年（3ヶ月に1回）に分析・管理を行う。なお、分析項目、方法、頻度については、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について（昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部長通知）」に示される項目・方法・頻度を満たすものとする。
- (4) 事業者は、再生可能エネルギー固定価格買取制度申請に伴う分析項目・方法・頻度を満たした分析を実施すること。なお、再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報の作成についても、事業者が行うものとする。

第9節 運転計画の作成

- (1) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本組合に提出すること。作成した年間運転計画について、本組合の確認を得ること。本組合の確認を得た年間運転計画に基づき、本施設の運転を実施すること。
- (2) 事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本組合に提出すること。作成した年間運転計画について、本組合の確認を得ること。本組合の確認を得た月間運転計画に基づき、本施設の運転を実施すること。
- (3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本組合と協議の上、計画の変更を行うこと。

第10節 運転管理マニュアルの作成

- (1) 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- (2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、本組合の承諾を得ること。

第11節 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録すると共に、分析値、点検・検査、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。

第12節 売電及び買電の事務手続き

- (1) 事業者は、売電及び買電にかかる事務手続きを行うこと。
- (2) 事業者は、任意の一般送配電事業者もしくは特定規模電気事業者と契約できるものとし、売電収入を本組合に支払うこと。
- (3) 事業者は、年間の売電量及び売電額を組合に報告すること。
- (4) 事業者は、売電収入の向上を十分考慮した管理・運営業務を行うものとし、年間の売電量については 157 kWh/ごみ t 以上、売電単価（税込み）については 8.33 円/kWh 以上とすること。

第5章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

- (1) 事業者は、本施設の基本性能（1.3.7 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、運営条件及び公害防止条件（1.3.5 参照）等を遵守した適切な処理が可能となるよう、各種設備・機器の予防保全を原則とした本施設の維持管理業務を行うこと。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた精密機能検査は、本組合が行うものとする。
- (2) 砂防ダム、調整池は、当該施設の機能を発揮するための点検・維持管理を行うこと。

第2節 備品・予備品・消耗品・用役の調達

- (1) 事業者は、経済性を考慮した備品・予備品・消耗品・用役の調達計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 事業者は、調達計画に基づき備品・予備品・消耗品・用役を調達すること。ただし、本施設に常駐する予定の本組合職員の使用する事務用品）及び消耗品（別紙3に示すもの）については、本組合が必要分を用意する。また、本組合が所有する工具、測定器、器具等の備品（別紙4）のうち事業者が必要なものは、組合の許可を得て貸与するものとする。

第3節 備品・予備品・消耗品・用役の管理

- (1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・予備品・消耗品・用役を常に安全に保管し、必要の際には、支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (2) 事業者は、別紙4に示す組合より貸与可能な工具、測定器、器具等の備品のうち、借用した備品について、業務期間中の補修・更新を事業者にて行い、業務終了時に使用に支障のない状態で本組合に返却すること。

第4節 点検・検査計画の作成

- (1) 事業者は、点検および検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表 5-1 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、業務期間を通じたもの）を作成し本組合に提出すること。
- (3) 点検・検査計画は本組合に提出し、その確認を得ること。
- (4) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

表 5-1 法定点検項目（参考）

項 目	法令・通知等	実施頻度
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同法施行規則	機能検査：1回/年 精密機能検査：1回/3年（組合実施）
計量機	計量法	2年に1回
クレーン	労働安全衛生法	年次定期自主検査：1回/年 月次定期自主検査：1回/月 性能検査：1回/2年
ボイラ	労働安全衛生法	検査証：1回/年
	ボイラ及び圧力容器安全規則	自主検査：1回/年
	電気事業法	定期検査：1回/2年
タービン	電気事業法	1回/4年
第1種圧力容器	労働安全衛生法	1年以内ごとに1回
電気設備	電気事業法	年次検査：1回/年 月例検査：1回/月
上水受水槽	水道法	1回/年
危険物取扱所、貯蔵所	消防法	1回/年
消防用設備	消防法	1回/6ヶ月
その他必要な項目	関係法令	関係法令の規程

第5節 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発見された場合や事故が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。また、異常発見箇所及び事故発生箇所の類似箇所についても、臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。
- (4) 点検・検査実施後は、速やかに点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。

第6節 補修計画の作成

- (1) 事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、本組合に提出すること。作成した補修計画について、本組合の承諾を得ること。作成にあたっては、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。本施設の長寿命化の実現にあたって、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」「保全方式の選定」「機器別管理基準の設定・運用」「設備・機器の劣化・故障・寿命の予測」等による施設保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 本業務期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本組合に提出すること。更新した補修計画については、本組合の確認を得ること。
- (3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本組合に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は本組合の確認を得ること。
- (4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果を踏まえた各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

第7節 補修・更新の実施

- (1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の性能を維持するために、補修を行うこと。補修に際しては、補修工事施工計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。
- (2) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (3) 事業者が行うべき補修の範囲は、「表 5-2 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 5-2 補修の範囲（参考）

作業区分		概 要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。 （原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。
	事後保全	緊急事故保全 （突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。
		通常事後保全 （事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。

※表中の業務は、機械設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

第8節 機器更新

- (1) 事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した更新計画について、本組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、本業務期間中に本組合が最新の更新計画の作成を求める場合、又は、事業者が更新計画の変更が必要と判断した場合は、最新の更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した更新計画について本組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。

第9節 改良保全

- (1) 事業者は、改良保全を行おうとする場合、改良保全に関する計画を本組合に提案すること。
- (2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、本組合において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は事業者と本組合で調整する。

第10節 施設の保全

- (1) 事業者は、本施設の照明・採光設備，給配水衛生設備，空調設備，外構施設等の管理・点検を定期的に行い，適切な交換等を行うこと。特に，見学者等第三者が立ち入る箇所については，適切に管理，点検，交換等を行うこと。
- (2) 施設の保全に係る計画については，調達計画，点検・検査計画，補修計画，更新計画に含めること。

第6章 環境管理業務

第1節 本施設の環境管理業務

事業者は、本施設の基本性能（1.3.7 参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件（1.3.5 参照）等を遵守した適切な環境管理業務を行うこと。

第2節 環境保全

- (1) 事業者は、公害防止条件（1.3.5 参照）、環境保全関係法令、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合 環境影響評価書」、「環境保全基本協定書（兵庫県川西市国崎自治会、広域ごみ処理施設国崎地区対策委員会）」、「環境保全基本協定書（兵庫県川西市黒川・新滝地区自治会、大阪府豊能郡能勢町田尻下区、大阪府豊能郡能勢町野間出野区）」等を踏まえた環境保全基準を遵守すること（別紙2 参照）。
- (2) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

第3節 環境保全計画

- (1) 事業者は、業務期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画（別紙2 参照）に基づき、環境保全基準の内、スラグに関する遵守状況を確認すること。
- (2) 事業者は、有効利用する際、スラグに関する環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

第4節 作業環境保全基準

- (1) 事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、管理運営に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

第5節 作業環境保全計画

- (1) 事業者は、業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

第7章 有効利用業務

第1節 本施設の有効利用業務

事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な有効利用業務を行うこと。

第2節 スラグの有効利用

- (1) 事業者は、本組合との協議により決定した金額にてスラグを購入し、有効利用すること。
- (2) 事業者は、有効利用先、利用用途、売却益について、本組合に報告すること。

第3節 有価物の品質確保

- (1) 事業者は、プラスチック製容器包装梱包品として、指定法人取引に支障が生じない品質にするため、指定法人が行う品質評価において、容器包装比率が「B」ランク以上の品質を確保するとともに、「A」ランクの品質を目指すこと。なお、指定法人が実施するプラスチック製容器包装ベール品質検査に立ち会うこと。
- (2) 事業者は、搬入されるペットボトルについて、指定法人取引に支障が生じない品質にするため、指定法人が行う品質評価において、容器包装比率が「A」ランクの品質を確保すること。
- (3) 全ての有価物が、適正な売却価格となるように十分な品質を確保すること。

第8章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

第2節 運転管理記録報告

- (1) 事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録に関するデータを法令等で定める業務期間中、保管すること。

第3節 調達結果の報告

- (1) 事業者は、調達計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 事業者は、調達結果を記載した調達報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
- (4) 調達に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第4節 点検・検査報告

- (1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査に関するデータを法令等で定める業務期間中、保管すること。

第5節 補修・更新等報告

- (1) 事業者は、補修計画、更新計画を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 事業者は、補修結果を記載した補修結果報告書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの引渡方法を含む）については、本組合と協議の上、決定すること。
- (4) 補修、更新等に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

第6節 環境保全報告

- (1) 事業者は、スラグを有効利用する際のスラグに関する環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 環境保全に関するデータを法令等で定める業務期間中、保管すること。

第7節 作業環境保全報告

- (1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理に関するデータを法令等で定める業務期間中、保管すること。

第8節 有効利用報告

- (1) 事業者は、スラグの有効利用等をする際の有効利用先、利用用途、売却益等について記載した有効利用報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は本組合と協議の上、決定すること。
- (3) スラグの有効利用等に関するデータを本組合との協議による年数保管すること。

第9節 施設情報管理

- (1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を業務期間に渡り適切に管理すること。
- (2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本組合と協議の上決定すること。

第10節 本施設の運営状況に関する情報の公表

- (1) 事業者は、本施設の運営状況に関する情報について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づき、本組合が公表できるようにすること。
- (2) 公表方法及び内容については、本組合の指示に従うこと。

第11節 その他管理記録報告

- (1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要求するその他の管理記録について、管理記録報告書を作成すること。
- (2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本組合と別途協議の上、決定すること。
- (3) 本組合が要求する管理記録について、法令等で定める業務期間中、保管すること。

第9章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 清掃

事業者は、本施設の清掃計画を作成し、本組合の承諾を得ること。事業者は、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。なお、管理棟、リサイクルプラザ棟の事務所、居室、会議室、廊下等の清掃は、令和4年度まで本組合が実施し、それ以降は事業者の業務範囲とする。

第3節 防火・防災管理

- (1) 事業者は、対象施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備するとともに、本組合の防火・防災管理体制に参画すること。
- (2) 事業者は、整備した防火・防災管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (4) リサイクルプラザ各設備、プラットフォーム、ごみピット等については、入念な防火管理を行い、特にリチウムイオンバッテリー由来の火災に対する防火管理及び火災時対応を徹底すること。

第4節 見学者対応

事業者は、本組合が行う見学説明（行政視察対応）に協力すること。なお、見学者の受付は本組合が行う。

第5節 住民対応

- (1) 事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 本組合が住民等と結ぶ協定等を十分に理解し、これを遵守すること。
- (3) 事業者は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合、本組合職員に報告し、対応の指示をうけること。

第6節 環境保全委員会等の対応

- (1) 事業者は、環境保全委員会等へ出席し、管理運営状況の説明および質疑事項への回答等を行うこと。なお、事前に説明内容については組合へ報告し、説明等も行うこと。
- (2) 事業者は、環境保全委員会等の説明者として、質疑事項への回答が可能な適切な人材を確保し出席させること。

第7節 洗車機のコイン回収等の対応

事業者は、洗車機の利用に供するコインの回収・洗浄・仕分けを行い組合に引き渡すこと。

第8節 植栽管理

- (1) 事業者は、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本組合と別途協議の上、決定すること。
- (3) 事業者は、植栽管理計画に基づき、本施設内の植栽を適切に管理すること。

○：事業者の業務範囲を示す

△：事業者が組合の支援を行う業務範囲を示す

管理運営業務範囲	対象施設						
	焼却施設棟	リサイクルプラザ棟	付帯・外構施設				
			計量棟	管理棟 啓発棟	洗車場	車庫棟 倉庫棟	外構、進入道路、植栽、法面、砂防ダム、調整池、広場、重機等
1 受付管理業務							
1) 受付管理（搬入監視含む）	—	—	—	○※1	—	—	—
2) 搬入車両への案内・指示	—	—	—	○※1	—	—	—
3) 料金徴収	—	—	—	○※1	—	—	—
2 運転管理業務							
1) 施設の運転（適正処理、適正運転）	○	○	—	○	—	—	—
2) 搬入管理	○	○	—	—	—	—	—
3) 搬出物の保管及び積込※2	○	○	—	—	—	—	—
4) 搬入物及び搬出物の性状分析	○	○	—	—	—	—	—
5) 運転計画の作成	○	○	—	○	—	—	—
6) 運転管理マニュアルの作成	○	○	—	○	—	—	—
7) 運転管理記録の作成	○	○	—	○	—	—	—
8) 売電及び売電の事務手続き				○			
3 維持管理業務※3							
1) 備品・予備品・消耗品・用役の調達 ※4	○	○	○	○	○	○	○
2) 備品・予備品・消耗品・用役の管理 ※4	○	○	○	○	○	○	○
3) 点検・検査計画の作成	○	○	○	○	○	○	○
4) 点検・検査の実施	○	○	○	○	○	○	○
5) 補修計画の作成	○	○	○	○	○	○	○
6) 補修・更新の実施	○	○	○	○	○	○	○
7) 機器更新	○	○	○	○	○	○	○
8) 改良保全	○	○	○	○	○	○	○
9) 施設の保全	○	○	○	○	○	○	○
4 環境管理業務							
1) 環境保全	—	—	—	—	—	—	—
2) 環境保全計画	○	○	—	—	—	—	—
3) 作業環境保全基準	○	○	—	○	—	—	—
4) 作業環境保全計画	○	○	—	○	—	—	—
5 有効利用業務							
1) スラッグの有効利用	○	—	—	—	—	—	—
6 情報管理業務							
1) 運転管理記録報告	○	○	—	○	—	—	—
2) 調達結果の報告	○	○	○	○	○	○	○
3) 点検・検査報告	○	○	○	○	○	○	○
4) 補修・更新等報告	○	○	○	○	○	○	○
5) 環境保全報告	○	○	—	—	—	—	—
6) 作業環境保全報告	○	○	—	○	—	—	—
7) 有効利用報告	○	—	—	—	—	—	—
8) 施設情報管理	○	○	○	○	○	○	○
9) 本施設の運営状況に関する情報の公表	○	○	—	—	—	—	—
10) その他管理記録報告	○	○	○	○	○	○	○
7 関連業務							
1) 清掃※5				○			
2) 防火管理				○			
3) 見学者対応				△			
4) 住民対応				△			
5) 環境保全委員会等の対応				△			
6) 洗車機のコイン回収等の対応	—	—	—	—	○	—	—
7) 植栽管理※6				○			

※1 計量棟の鍵の受け渡し、計量受付時の身分証明書の確認を含む。

※2 処理困難物の保管・管理は事業者の業務範囲とする。

※3 重機（ショベルローダ2台、フォークリフト2台）は、組合が保有するものを無償貸与し、維持管理等に必要な消耗品及び経費を事業者が準備する。

※4 別紙1に示す消耗品の調達は事業者の業務範囲外とする。

※5 「国崎クリーンセンター清掃業務」、「ねずみ・害虫等防除業務」は、令和5年から事業者の業務範囲とする。

※6 砂防ダム、調整池等を含め、年3回程度（5月、8月、11月）の除草を事業者の業務範囲とする。

別紙 2 : 環境保全基準及び環境保全計画

分析・検査 対象物	公害防止条件		
	測定項目	基準値	
排ガス	ばいじん量	0.01g/m3N 以下（乾きガス，O2 12%換算）	
	硫黄酸化物	10ppm 以下（乾きガス，O2 12%換算）	
	塩化水素	10ppm 以下（乾きガス，O2 12%換算）	
	窒素酸化物	20ppm 以下（乾きガス，O2 12%換算）	
	一酸化炭素	30ppm 以下（乾きガス，O2 12%換算，4 時間平 均値）	
	ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m3N 以下（乾きガス，O2 12%換算）	
	水銀	0.05 mg/m3N 以下（乾きガス，O2 12%換算）	
	カドミウム	0.05 mg/m3N 以下	
	鉛（Pb）＋銅（Cu）＋クロム（Cr） ＋マンガン（Mn）	1.0 mg /m3N 以下	
騒音	昼 間 （8：00 ～ 18：00）	60 デシベル（A）以下	
	朝 （6：00 ～ 8：00）	50 デシベル（A）以下	
	夕 （18：00 ～ 21：00）	50 デシベル（A）以下	
	夜 間 （21：00 ～ 6：00）	45 デシベル（A）以下	
振動	昼間（8：00 ～ 19：00）	60 デシベル以下	
	夜間（19：00 ～ 8：00）	55 デシベル以下	
悪臭	臭気指数	臭気指数 10 以下	
	物質別臭気濃度	表 1-2 の規制基準以下	
	排水中における規制基準	表 1-3 の規制基準以下	
排水基準	放流可能水量	220 m ³ /日以下	
	排水基準値	1.3. 5.14 排水基準 b) 排水基準値	
溶融飛灰処 理物	（溶出基準）	アルキル水銀	検出されないこと。
		総水銀	0.0005mg/L 以下
		カドミウム	0.09mg/L 以下
		鉛	0.3mg/L 以下
		六価クロム	1.5mg/L 以下
		砒素	0.3mg/L 以下
		セレン	0.3mg/L 以下
		1.4 ジオキサン	0.5mg/L 以下
スラグ	（溶出基準）	総水銀	0.0005mg/L 以下
		カドミウム	0.01mg/L 以下
		鉛	0.01mg/L 以下
		六価クロム	0.05mg/L 以下
		砒素	0.01mg/L 以下
		セレン	0.01mg/L 以下
	（含有量基準）	カドミウム	150mg/kg 以下
		鉛	150mg/kg 以下
		六価クロム	250mg/kg 以下
		砒素	150mg/kg 以下
		総水銀	15mg/kg 以下
		セレン	150mg/kg 以下
		シアン	50mg/kg 以下
		フッ素	4,000 mg/kg 以下
ホウ素	4,000 mg/kg 以下		
JIS 規格		JIS A 5032	

	大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準	1.3. 5.8 スラグ溶出量基準
溶融飛灰処理物, スラグ	ダイオキシン類含有量	3 ng-TEQ/g 以下
未処理飛灰, 洗煙汚泥処理物	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下
	水銀含有量	10ppm 以下
	形状	5mm 以上の塊状が混入しないこと
溶融不適物, 鉄分	大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準	1.3. 5.13 焼却灰（大塊物・磁性灰）の搬出基準

別紙 3 : 本組合が調達する消耗品

No.	項目	備考
1	融雪剤	
2	蛍光灯	
3	プロジェクター用交換ランプ	
4	消火器薬剤	
5	換気設備用フィルター	
6	事務用品(プリンターインク, 印刷用紙等)	本組合職員用
7	殺虫剤	施設管理用
8	うがい薬	
9	トイレ用消耗品 (トイレトペーパー, 石鹼, 洗剤等)	

別紙4：貸与可能備品リスト

管理室名	名称	メーカー	型番	形状及び寸法	数量
焼却棟2F中央制御室	OAデスク	内田洋行	5-B15-0091		1
焼却棟1Fプラットホーム控え室	片袖デスク	コクヨ	SD-BSN107LC3F11		1
焼却棟1F委託業者事務室	片袖デスク	コクヨ	SD-BSN107LC3F11		3
焼却棟2F電算機室	片袖デスク	コクヨ	SD-BSN107LC3F11		1
焼却棟2F食堂兼休憩室	ミーティング用テーブル	コクヨ	BT-256F1		4
焼却棟2F控室2A	ミーティング用テーブル	コクヨ	MT-TD159F11NN		1
焼却棟1F運転手控室	ミーティング用テーブル	コクヨ	BT-252F1		1
焼却棟2F控室2B	ミーティング用テーブル	コクヨ	MT-T158F11NN		1
焼却棟1F委託業者事務室	簡便デスク	コクヨ	SD-BSN147V3F11		1
焼却棟2F和室	和机	コクヨ	KT-41RNN		2
焼却棟1F工作室兼倉庫	バイスタ	TRUSCO	RAE-1800		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	工作台	サカエ		H730×D700×W1800mm、耐荷重500kg	2
焼却棟2F中央制御室	OAチェア	岡村製作所	CS35GS-FM16		1
焼却棟2F中央制御室	肘付チェア	コクヨ	CR-G209F4HS69-WN		8
焼却棟1F委託業者事務室	肘付チェア	コクヨ	CR-G209F4HSA9-WN		1
焼却棟2F控室2A	肘なしチェア	コクヨ	CK-100CVR94-WN		16
焼却棟2F食堂兼休憩室	肘なしチェア	コクヨ	CK-100CVR94-WN		24
焼却棟1F運転手控室	肘なしチェア	コクヨ	CK-710G2N		1
焼却棟2F電算機室	肘なしチェア	コクヨ	CR-G208F4HS69-WN		3
焼却棟2Fごみクレーン操作室	肘なしチェア	コクヨ	CR-G208F4HS69-WN		2
焼却棟2Fクルー操作室	肘なしチェア	コクヨ	CR-G208F4HS69-WN		4
焼却棟1Fプラットホーム控え室	肘なしチェア	コクヨ	CR-G208F4HSA9-VN		1
焼却棟1F委託業者事務室	肘なしチェア	コクヨ	CR-G208F4HSA9-WN		3
焼却棟2F男子脱衣室	ロビーチェア	コクヨ	CN-152BV22N		1
焼却棟2F溶融炉中央制御室	肘付チェア	コクヨ	CR-G209F4HS69-WN		4
焼却棟1F委託業者事務室	1人用ロッカー	コクヨ	LK-S1F1		1
焼却棟1F委託業者事務室	3人用ロッカー	コクヨ	LK-3F1		1
焼却棟2F前室2A	3人用ロッカー	コクヨ	LK-3F1		2
焼却棟2F前室2B	3人用ロッカー	コクヨ	LK-3F1		6
焼却棟2F男子更衣室	3人用ロッカー	コクヨ	LK-3F1		12
焼却棟2F女子更衣室	3人用ロッカー	コクヨ	LK-3F1		3
焼却棟3F更衣室	3人用ロッカー	コクヨ	LK-3F1		3
焼却棟4F準備室	4人用ロッカー	コクヨ	LK-4F1		3
焼却棟2F中央制御室	PCワゴン	内田洋行	5-B15-0001		1
焼却棟1F倉庫1B	軽量ラック	コクヨ	MI-6355N		3
焼却棟2F前室2B	軽量ラック	コクヨ	MI-6355N		4
焼却棟3F倉庫3A	軽量ラック	コクヨ	MI-6355N		2
焼却棟2F倉庫2A	軽量ラック	コクヨ	MI-6655N		3
焼却棟2F前室2B	シューズボックス	コクヨ	SX-N43TF1		2
焼却棟2F前室2A	シューズボックス	コクヨ	SX-N44TF1		1
焼却棟2F書庫	シェルフ	コクヨ	SE-P06356		7
焼却棟1F湯沸室	食器棚	バンダー	60D-11DBR		1
焼却棟2F控室2A	食器棚	バンダー	60D-11DBR		1
焼却棟2F控室2B	食器棚	バンダー	60D-11DBR		1
焼却棟2F食堂兼休憩室	食器棚	バンダー	60D-11DBR		1
焼却棟2F控室2A	テレビ台	朝日木材加工	AS-C600		1
焼却棟2F控室2B	テレビ台	朝日木材加工	AS-C600		1
焼却棟2F和室	テレビ台	朝日木材加工	AS-C600		1
焼却棟2F湯沸室	電子レンジ台	スノーマン	80CT-DBR		1
焼却棟1F委託業者事務室	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		2
焼却棟2F中央制御室	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		3
焼却棟2F電算機室	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		2
焼却棟2Fごみクレーン操作室	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		1
焼却棟2F溶融炉中央制御室	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		1
焼却棟2F控室2A	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		3
焼却棟2F控室2B	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		2
焼却棟2Fクルー操作室	保管庫	コクヨ	S-D3355FIN+S-D3355GFIN+S-315BF4		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	工具棚・部品棚(5段型)	サカエ	5段型		4
焼却棟1F工作室兼倉庫	工具棚・部品棚(4段型)	サカエ	4段型		4
焼却棟2F中央制御室	17型液晶ディスプレイ	三菱電機	RDT17BLM		1
焼却棟2F中央制御室	カラーサープリン	キヤノン	IBP5100		1
焼却棟2F中央制御室	監視用パソコン	富士通	FMV-D5260		1
焼却棟2F前室2A	うがい器	サラヤ	CO-WSS		1
焼却棟2F前室2B	うがい器	サラヤ	CO-WSS		1
焼却棟1F委託業者事務室	24ボタン標準電話機(卓上)	HITACHI	HI-24D-TELS		1
焼却棟2F中央制御室	24ボタン標準電話機(卓上)	HITACHI	HI-24D-TELS		2
焼却棟2F溶融炉中央制御室	24ボタン標準電話機(卓上)	HITACHI	HI-24D-TELS		1
焼却棟1Fプラットホーム控え室	一般電話機(卓上)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1Fミーティング室	一般電話機(卓上)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F控室2B	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2Fごみクレーン操作室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1F受電室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1F大塊物・鉄分積出場	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1F運転手控室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1Fクルー電気室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1Fスラ・メタル積出場	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1F飛灰固形物積出場	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1Fモニター操作室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟1Fタービン発電機室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F控室2A	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F電算機室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F食堂兼休憩室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F和室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F男子更衣室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F女子更衣室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2Fクルー操作室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟2F溶融炉電気室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟3Fごみクレーン電気室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟3F電気室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟3F更衣室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟4F分析室	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟4Fホール4B	一般電話機(壁掛)	HITACHI	HI-P6		1
焼却棟B1F溶融炉処理室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1Fプラットホーム	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1Fプラットホーム	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1F炉室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1F溶融炉室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1F貯留槽置場	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1F誘引通風機室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟B1Fプラット排水処理設備室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟B1F灰コンベヤ室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1F搬出室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟2F手選別室	一般電話機(ハット付)	HITACHI	HI-P6+RHE-24-R		1
焼却棟1Fプラットホーム控え室	ダイナミックマイク	日本ビクター	MV-P358M		1
焼却棟2F控室2A	テレビ	三菱	LCD-20MX10		1
焼却棟2F控室2B	テレビ	三菱	LCD-20MX10		1
焼却棟2F和室	テレビ	三菱	LCD-20MX10		1
焼却棟1F委託業者事務室	インターホン機	HITACHI	HI-WO1SD		1
焼却棟1Fファンボックス	インターホン機	アイホン	AT-306		1
焼却棟1F風除室	傘立て	コクヨ	US-G40N		1

管理室名	名称	メーカー	型番	形状及び寸法	数量
焼却棟1Fプラットホーム控え室	壁掛黒板	コクヨ	BB-H634MW1N		1
焼却棟1F委託業者事務室	壁掛黒板	コクヨ	BB-H636MW1N		1
焼却棟2F溶融炉中央制御室	壁掛黒板	コクヨ	BB-H636W1N		1
焼却棟2F前室2A	乾燥機	三菱	DR-D50M		1
焼却棟2F前室2B	乾燥機	三菱	DR-D50M		1
焼却棟2F洗濯乾燥室	乾燥機	三菱	DR-D50M		2
焼却棟3F洗濯乾燥室	乾燥機	三菱	DR-D50M		2
焼却棟2F前室2A	洗濯機	三菱	MAW-62Y		1
焼却棟2F前室2B	洗濯機	三菱	MAW-62Y		1
焼却棟2F洗濯乾燥室	洗濯機	三菱	MAW-62Y		2
焼却棟3F洗濯乾燥室	洗濯機	三菱	MAW-62Y		2
焼却棟1F湯沸室	電気ポット	象印	CD-XA30		1
焼却棟2F控室2A	電気ポット	象印	CD-XA30		1
焼却棟2F控室2B	電気ポット	象印	CD-XA30		1
焼却棟2F湯沸室	電気ポット	象印	CD-XA30		1
焼却棟2F湯沸室	電子レンジ	パナソニック	NE-ES251		1
焼却棟2F喫煙室	分煙器	三菱	BS-FC13D		1
焼却棟1F湯沸室	冷蔵庫	三菱	MR-CU33N		1
焼却棟2F控室2A	冷蔵庫	三菱	MR-CU33N		1
焼却棟2F控室2B	冷蔵庫	三菱	MR-CU33N		1
焼却棟2F湯沸室	冷蔵庫	三菱	MR-CU33N		1
焼却棟1Fプラットホーム控え室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟1F委託業者事務室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟1Fメンテナンス室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟1F運転手控室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟2Fごみクレーン操作室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟2F控室2A	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟2F中央制御室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟2F溶融炉中央制御室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟2F控室2B	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟2F食堂兼休憩室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟2Fクレーン操作室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟4F分析室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟4Fホール4B	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟1F搬入室	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟B1FホールB1A	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-4001	φ310壁掛型	1
焼却棟1Fホール1B	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟1Fホール1A	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟2F見学者ホール	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟2F見学者ホール	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟2F見学者ホール	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟2Fホール2A	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟2Fホール2B	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟3Fホール3B	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟3Fホール3A	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟4Fホール4A	屋内角型時計	シチズンTIC	K-4004	φ310*400壁掛型	1
焼却棟1Fプラットホーム	屋内丸型時計	シチズンTIC	J-7001A-U	φ700壁掛型・ポリカーボネイト	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	脚立	ビカコーボレー	HM-C270		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	脚立(大)	長谷川工業	RD-21	アルミ製、1.99m	3
焼却棟1F工作室兼倉庫	軽量梯子	長谷川工業	HAI-20	2.08m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	軽量伸縮梯子(大)	長谷川工業		7.85m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	救助梯子	ビカ	EK-7	格納箱EKB-1	3
焼却棟1F工作室兼倉庫	担架	タニザワ	ST-616-2 II		2
焼却棟2F中央制御室	トランシーバ	ケンウッド	UBZ-LK20B		4
焼却棟1Fプラットホーム	かご台車	本宏製作所	ELS-K-5	W1100×L800×H1700 観音原タイプ	10
焼却棟1Fプラットホーム	自動床洗浄機	蔵王産業	スクラメイト500SジュニアII		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	インパクトレンチセット(空気式)	ESCO CO.LTD	EA-155DB	5mホース付	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	インパクトレンチセット(電気式)	リョービ	SIW-15		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	トーチランプ	新富士バーナー	JA-1		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	油圧工具セット	オグラ	HBC-16R	アタッチメント付	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	コードリール	ハタヤ		コード30m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	コードリール	ハタヤ		コード30m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	コードリール	ハタヤ		コード30m	1
焼却棟2F中央制御室	コードリール	ハタヤ		コード30m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	機材運搬用手車(大)	花岡車輛		600*900mm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	機材運搬用手車(中)	花岡車輛		500*800mm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	機材運搬用手車(小)	花岡車輛		385*600mm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	可搬式水中ポンプ	テラダポンプ	SL-52	100V 50W φ15mm、パワーホース付	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	電動ドリルセット	リョービ	D-400RS		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	作業灯	ESCO CO.LTD		500W、完全防水型	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	作業灯	ESCO CO.LTD		500W、完全防水型	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	作業灯	ESCO CO.LTD		500W、完全防水型	1
焼却棟2F中央制御室	作業灯	ESCO CO.LTD		500W、完全防水型	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	エアープラズマカッター	育良精機	IS-IAP15S	IS-IAP15	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	高速切断機	リョービ	C-3580		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	パイプカッター	レッキス	1301P2	C2カッタ、切断能力6A-50A	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	ディスクグラインダー 125mm	リョービ	GL-125V	125mm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	両頭グラインダー	リョービ	TG-151		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	電動油圧パンチャー	IKK	EP-1406V		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	ボール盤(50mm)	北川IT/K	LG-25A	穴あけ能力50mm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	ボール盤(15mm)	日立工機	B23R	穴あけ能力15mm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	塩ビ溶接機	マツデン	W-47-A	AC100V 800W	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	インバータ直流溶接機	日動工業	NA-180DS		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	ガス溶接機	千代田		中型溶接溶断機、酸素調節器、アセチレン調節器	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	チェーンブロック(1t)	スリーエッチ	R-CB 1ton	揚程2.5m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	チェーンブロック(1.5t)	スリーエッチ	R-CB 1.5ton	揚程2.5m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	チェーンブロック(2t)	スリーエッチ	R-CB 2ton	揚程3m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	補修用ホイスト(2.8t)	スリーエッチ	R-CB-3 3ton	揚程3m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	ジョークレーン	スーパーツー	PMC1500T	耐荷重1500kg	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	可搬型換気装置	Suiden	SJF-200RS-1	フレキシブルダクト付属SJFD230-S	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	送排風機	トラスコ	HJF-250	フレキシブルダクト付属RFD-280S	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	ドラム缶運搬車	トラスコ	HT-42N		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	ハンドバレットトラック	トラスコ	THP-10		1

管理室名	名称	メーカー	型番	形状及び寸法	数量
焼却棟1F工作室兼倉庫	空気呼吸器	興研	バイタスミニP型	酸素発生式	5
焼却棟1F工作室兼倉庫	電動送風マスク	興研	BL-100S		8
焼却棟1F工作室兼倉庫	パイプベンダー	大洋エンジニアリ	UP-35RH		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	電動ネジ切り機	レッキス	NS25A3		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	グリ素充填機(自動)	LINCOLN	1200J	グリ素充填機	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	コンプレッサ	ESCO CO.LTD	EA116SC	調圧装置付き	1
焼却棟2F倉庫2B	ローリングタワー	ピカコーボレー	ALT-2JAS	組み立て式足場	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	精密ノギス	ESCO CO.LTD	EA725BE-B	測定メモリ400mm、全長580mm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	直尺(ステンレス製)	ESCO CO.LTD		2m	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	トルクレンチ(大)	ESCO CO.LTD		材質:スチール、トルク範囲:60~340Nm、最小目盛:2Nm	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	トルクレンチ(小)	ESCO CO.LTD		材質:スチール、トルク範囲:10~60Nm、最小目盛:0.5Nm	1
焼却棟2F中央制御室	酸素濃度・可燃性ガス・硫化水素測定機	理研計器	GX-2009 TYPE B		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	巻尺	KDS	50m		1
焼却棟2F中央制御室	ポケットブル振動計	リオン	VM-63A		1
焼却棟2F中央制御室	デジタル騒音計	マルチ計測器	CN1175A		1
焼却棟2F中央制御室	デジタル回転計	マルチ計測器	CN1166A		1
焼却棟2F中央制御室	直流電流電圧発生器	シグナルソー		7016	1
焼却棟2F中央制御室	デジタルクランプメータ(大)	マルチ計測器	M2010		1
焼却棟2F中央制御室	漏洩電流計	マルチ計測器		102	1
焼却棟2F中央制御室	3レンジ絶縁抵抗計	マルチ計測器	MIS-3D	250V,500V,1000V	1
焼却棟2F中央制御室	2レンジ高圧絶縁抵抗計	マルチ計測器	CN2013A		1
焼却棟2F中央制御室	接地抵抗計	マルチ計測器	CN1106		1
焼却棟2F中央制御室	デジタルマルチテスター	三和電気計器	PM3		1
焼却棟2F中央制御室	検電器(高低圧兼用プザー付)	長谷川電気	HSF-7	AC80~7000V	2
焼却棟2F中央制御室	検電器(高圧~特高検電器)	長谷川電気	HST-30	音響発光式伸縮式	1
焼却棟1F工作室兼倉庫	デシケーター	アズワン	RA-0057-011(241型)		1
焼却棟1F工作室兼倉庫	デシケーター	アズワン	RA-0057-011(241型)		1
焼却棟2F中央制御室	導電率計	TASCO	CN7006A		1
焼却棟2F中央制御室	膜厚計(スチール鉄板用)	マルチ計測器	CN40112C		1
焼却棟2F中央制御室	クリーンチェッカー(粉塵濃度計)	佐藤商事	CCW-101型		1
焼却棟2F中央制御室	校正試験器	フルーク	Fluke787Pロセスメーター		1